

★雇調金助成率引き下げ

コロナ禍で助成内容を拡充して実施してきた「雇用調整助成金」は、12月から原則として通常の助成内容になります。ただし、特に業況が厳しい事業主に対しては来年1月末まで助成額などを上乗せする経過措置が設定されます。

特に業況が厳しいとは、売上高などの生産指標が最近3か月の平均で前年、前々年、又は3年前同期比で30%以上減少しているケースが対象となる。助成上限額は9000円で、中小企業が9/10、大企業が2/3、解雇を行った事業主で中小企業は2/3、大企業は1/3。

★学校休業助成金は3月末まで延長

新型コロナの影響で小学校などが臨時休業した場合に、子供の保護者に有給の休暇を取得させた企業に支給する「小学校休業等対応助成金」は休暇取得期間を来年3月まで延長する。日額上限8355円を維持。

緊急事態宣言の対象区域などの事業主へ日額12000円まで支給する特例措置は11月末で廃止。

★賃金未払い悲しい

四国の縫製会社でベトナム人技能実習生への賃金が未払いになっていた問題で、実習生11人が記者会見をした。違法な残業が常態化し未払い賃金の総額は約2700万円。会社は自己破産する方針。この会社は新型コロナウイルス感染拡大を受けね厚労省が公募した医療用ガウン製造も請け負っていた会社。

★NECさらば役職定年

55歳前後で管理職から外す「役職定年」制度を廃止する企業が増えている。役職定年制度は定年がまだ55歳だった1986年60歳までの雇用義務とする高年齢者雇用安定法が施行されたことで広まった。本来は組織の新陳代謝と人件費抑制を狙った制度だが、年収が約2割減り意欲を失う人材が多い。

NECは実力主義で約1,000人を管理職に復帰させシニアの力を生かす。「年齢でなく能力で人材配置する必要がある」要は能力を生かす体制が必要。

★パートの厚生年金加入

政府はパート等の短時間労働者が厚生年金や健康保険に入る要件を緩和する検討に入った。

現在は従業員101人以上の企業に勤務し、「週20時間以上働いて月収8.8万円以上ある要件」を満たす必要があり、2024年10月には従業員規模51人以上まで引き下げる事が決まっている。今回は、従業員規模を問わずどんな規模でも上記の要件を満たした従業員は加入義務があるとの検討を始める。

厚生年金は基礎年金に加え、報酬に比例した金額を合わせてもらえる。手厚い給付を受ける労働者を増やし、社会保障制度の安定につなげるため。

★デジタル払い来春解禁決定

厚労省は給与をデジタルマネーで受け取れるようにする労働基準法の改正省令を公布した。2023年4月施行。

給与の支払いは労働基準法で通貨(現金)払いが原則と定められているが、1975年から銀行口座、1998年から証券総合口座への振り込みが認められており、新たな振込先としてデジタルマネーを扱う資金移動業者の口座を加える。「PayPay」「楽天ペイ」と言ったスマートフォン決済アプリ口座が振込先として想定される。

振込先業者として指定されるには、破綻した時の全額返済ができるよう保証機関と契約しておく必要があり、コストも掛かるため参入できる業者は数社との見方もある。銀行口座を持ちにくい外国人労働者にとっては都合が良いこともあるが、口座残高が100万円を超えることができないなどの制限がある。

参入業者が多ければ振込手数料などの競争が起き、働き方の多様性に合わせて、給与の支払い回数を増やすと言った柔軟な対応が可能となる。



ストック